

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)
地域名 (地域内農業集落名)	阪合部地区 (山陰町・表野町・大津町・火打町集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化等により担い手の減少が進んでいる。
- ・大津町及び火打町は一部を除いて圃場整備がされておらず、小規模又は急傾斜等、条件が不利な農用地が多い。
- ・山陰町全域及び表野町・火打町・大津町の一部で集落営農(ゆめ野山)を行っており、それ以外の農用地は個人農業者が耕作している。
- ・集落営農区域外の地域(特に大津町、火打町)においては離農希望者が多く、農地の受け手がいないことが深刻な課題である。
- ・ゆめ野山も担い手の減少が進んでおり、集落営農の持続と発展が課題となっている。
- ・耕作放棄地が発生した場合、隣接する水路・農道等の保安全管理に不安がある。また、水路・農道を管理する人員も不足してきている。
- ・個人農家は後継者の勤務状況等により耕地面積の減少を検討しなければならないこともあり得るため、耕作しない農地の保安全管理の問題はより顕著である。
- ・法人と比較して個人農家が農業機械を購入する際の補助金のハードルは高く、機械購入のリスクが大きい傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ゆめ野山において、共同利用の農機具(トラクター)を購入し、集落営農の更なる効率化を図る。
- ・集落営農等の共同作業を推進し、耕作放棄地の減少及び発生防止を図る。
- ・農地集積を進めるため、将来的には大津町及び火打町においても大規模な圃場整備を検討する。
- ・多面的機能支払交付金を用いて、農道等の整備を進める。
- ・稲作と小麦の二毛作、飼料用米の栽培、販路の拡大等により、収益の安定化・向上を図る。
- ・人材育成のきっかけとして、市立農業高校や中学生の体験学習等を受け入れていく。(トラクターやコンバイン等の運転体験)
- ・市外から就農希望で転入される方の地区内への受け入れを進め、地域の活力醸成を図る。
- ・個人農家による農地保全を助成するため、農業機械購入等に活用できる補助金の周知、農業経営改善計画(認定農業者)の認定率向上等を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農用地、機械の進入等が容易な条件の有利な農用地を優先的に保安全管理する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ゆめ野山及びその他の中心経営体に集積していく。 ・集積、集約化に当たっては、無理な面積拡大とならないよう、基盤整備事業等と連携して一筆当たりの面積を大きくした集積等に努め、受け手の負担軽減を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・ゆめ野山では多くの農地を借り受け耕作しており、農地中間管理機構を活用した農地集積が行われている。更なる集積・集約化を図るため、他の経営体においても、必要に応じて農地中間管理機構等の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・山陰町及び表野町は基盤整備事業完了。 ・大津町及び火打町(両町とも一部を除く)は小規模農地等の整備を検討。 ・農地の大区画化により生産効率を向上させ、農地集積を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・スマート農業、大型農業機械等の導入・更新により、作業の先進性を高め省力化を図ることで、高収益作物等の生産拡大・販路拡大など収益力の向上を目指しながら、次世代の担い手確保に向けた活力を生み出す工夫・取り組み等を研究・検討し行っていく。 ・JAと連携し、農業従事者の受入れや技術指導を行う。また、作物や商品販売の斡旋や取り組みを行う。 ・農福連携を進める。(平坦部等で障がい者施設等と連携した農業体験を推進する。)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用して農用地等の保全管理を行う。(両交付金の交付面積の拡大や加算措置も検討する)
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業により共同利用の農機具(トラクター等)を購入する。
- ・都会から田舎暮らし(農業)を希望される方を受け入れる。